

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学安全保障輸出管理規程

平成25年10月15日

規程第 3 号

(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学(以下「本学」という。)における安全保障輸出管理(以下「輸出管理」という。)の適切な実施についての必要事項を定め、もって我が国の教育研究機関として国際的な平和及び安全の維持に貢献することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 関係法令 外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号。以下「法」という。)並びに同法に基づく輸出管理に関する政令、省令及び通達等をいう。
- (2) 居住者 法第6条第1項第5号に規定する居住者をいう。
- (3) 非居住者 法第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。
- (4) 貨物 法第6条第1項第15号に規定する貨物をいう。
- (5) 技術 貨物を設計、製造又は使用するために必要な特定の情報をいう。
- (6) 貨物の輸出 外国に向けて貨物を送付すること又はそれを目的とした貨物の国内取引をいう。
- (7) 技術の提供 次のいずれかに該当する行為をいう。
 - イ 外国における技術の提供若しくは外国に向けて行う技術の提供又はそれらを目的とした国内における技術の提供(技術を記載若しくは記録した文書若しくは記録媒体を外国へ送付し、又は技術を電気通信により外国へ向けて送信する行為を含む。)を行うこと。
 - ロ 非居住者への技術の提供又はそれを目的とした居住者への技術の提供を行うこと。
- (8) 核兵器等 核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機をいう。
- (9) 開発等 開発、製造、使用又は貯蔵をいう。
- (10) 相手先 貨物の輸出にあつては当該貨物の需要者、技術の提供にあつては当該技術を利用する者をいう。
- (11) 職員等 教授、准教授、助教、助手、一般職員等、本学と雇用関係にある職員及び本学の役員をいう。
- (12) 学生等 本学に学生としての籍を有する者及び学生以外の者であつて、前項に規定する職員等に該当しない本学の研究、教育等の業務に従事する者をいう。

(適用範囲)

第3条 この規程は、本学の職員等及び学生等が本学における活動として行う全ての貨物の輸出及び技術の提供に関する業務に適用する。

(基本方針)

第4条 本学における輸出管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国際的な平和及び安全の維持を妨げるおそれがあると判断される貨物の輸出又は技術の提供は行わないこと。
- (2) 貨物の輸出又は技術の提供に当たっては、関係法令、この規程及びこれに基づく定めを遵守すること。
- (3) 輸出管理を適切に実施するため、輸出管理の責任者を定めるとともに、輸出管理に係る体制の整備及び充実を図ること。

(輸出管理最高責任者)

第5条 輸出管理に係る重要事項の最終的な決定を行うため、輸出管理最高責任者を置き、学長をもって充てる。

(輸出管理統括責任者)

第6条 輸出管理を統括する者として輸出管理統括責任者を置き、研究担当理事をもって充てる。

2 輸出管理統括責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 輸出管理に係る基本方針の決定、基本施策等の決定
- (2) 貨物の輸出及び技術の提供に関する二次審査及び承認
- (3) 輸出管理に関する監査の実施
- (4) その他輸出管理の統括に関する業務

(輸出管理責任者)

第7条 輸出管理の実務に係る責任者として輸出管理責任者を置き、教育研究支援部長をもって充てる。

2 輸出管理責任者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 輸出管理に係る基本方針の策定、基本施策等の企画立案
- (2) 貨物の輸出及び技術の提供に関する一次審査及び報告
- (3) 輸出管理に関する職員等及び学生等への啓発並びに教育の実施
- (4) その他輸出管理に関する業務

(輸出管理担当者)

第8条 輸出管理の実務を適切に行うため、輸出管理責任者の下に輸出管理担当者を置き、教育研究支援部研究協力課長及び輸出管理責任者が指名する研究協力課の職員をもって充てる。

2 輸出管理担当者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 職員等及び学生等からの相談及び報告の受付
 - (2) 申請書類の確認、管理及び国への申請手続き等、輸出管理責任者が行う業務の補佐
 - (3) 海外への資機材輸出、技術提供又は国際交流等のうち、輸出管理に関する実務
 - (4) 職員等及び学生等の輸出許可申請に対する支援
 - (5) その他輸出管理に関する実務
- 3 輸出管理担当者と輸出管理に関係する事務を担当する職員は、当該業務を実施するに当たって連携協力し、輸出管理に関する業務を行うものとする。

(該非の判定等)

第9条 職員等は、貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする場合（別に定める適用除外に該当する場合を除く。）は、次の各号に掲げる判定及び確認をしなければならない。

- (1) 関係法令において経済産業大臣の許可を受けるべきものとして特定されている貨物若しくは技術又は地域に係るものであるか否かの判定
 - (2) 相手先における当該貨物又は技術の用途の確認
 - (3) 相手先の核兵器等の開発等への関与又はそのおそれの有無の確認
- 2 前項に規定する判定又は確認の実施方法については、別に定める。

(審査)

第10条 職員等は、前条に規定する判定及び確認の結果を速やかに輸出管理責任者に書面により報告しなければならない。

- 2 輸出管理責任者は、前項に係る報告について一次審査を行い、当該審査結果を輸出管理統括責任者に書面により報告しなければならない。
- 3 輸出管理統括責任者は、前項に係る報告について二次審査を行い、当該判定等の承認を行うとともに、輸出管理上の懸念がないと判断される場合は、当該貨物の輸出又は技術の提供を許可するものとする。
- 4 輸出管理統括責任者は、前項に基づく許可を行う場合は、関連法令に基づき、必要に応じて事前に経済産業大臣の許可を受けなければならない。
- 5 職員等は、輸出管理統括責任者の許可を受けずに、貨物の輸出又は技術の提供を行ってはならない。
- 6 職員等は、貨物の輸出又は技術の提供を行うに当たり、当該貨物の輸出又は技術の提供が輸出管理統括責任者の許可を受けたものと同一のものであることの確認を行わなければならない。

(学生等が貨物の輸出又は技術の提供をする場合の取扱い)

第11条 職員等は、当該職員等が主として研究指導を行う学生等が貨物の輸出又は技術の提供を行おうとする場合は、当該学生等の協力を得て、前2条に定める手続を行わなければならない。

(事故対応)

- 第12条 職員等及び学生等は、貨物の輸出を行う際に事故が発生した場合は、直ちに当該輸出の手続を取りやめ、輸出管理責任者を通じて輸出管理統括責任者にその旨を報告しなければならない。
- 2 輸出管理統括責任者は、前項の報告があった場合は、輸出管理責任者と協議の上、適切な措置を講じるものとする。

(教育)

- 第13条 輸出管理責任者は、職員等及び学生等に対し、関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めを周知し、遵守させなければならない。

(監査)

- 第14条 輸出管理統括責任者は、本学における輸出管理を関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めに基づき適正に実施するため、輸出管理業務の監査を実施することができる。

(報告)

- 第15条 職員等及び学生等は、関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めに対する違反又は違反のおそれがあることを知った場合は、速やかに教育研究支援部研究協力課を通じ、輸出管理責任者にその旨を通報しなければならない。
- 2 輸出管理責任者は、前項の通報があった場合は、当該通報の内容を調査し、その結果を遅滞なく輸出管理統括責任者に報告しなければならない。
- 3 輸出管理統括責任者は、前項の報告において、関係法令に違反している事実が明らかとなった場合は、輸出管理最高責任者にその旨を報告し、速やかに対応措置を図るとともに、遅滞なく経済産業省等の関係機関に報告するものとする。

(文書管理)

- 第16条 関係法令、この規程及びこの規程に基づく定めに関し作成し、又は取得した文書並びに電磁的記録は、7年間保存しなければならない。

(事務)

- 第17条 輸出管理に関する事務は、教育研究支援部研究協力課が行う。

(雑則)

- 第18条 この規程に定めるもののほか、輸出管理に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。